

毎週火、木、日発行(休日に当たるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
 条例 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する  
 条例の一部を改正する条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
 の一部を改正する条例

## 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をこ  
こに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十五号

職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥  
取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡し  
た職員で人事委員会規則で定めるものについても、  
同様とする。

第十六条の四第二項各号列記以外の部分中「支給日  
現在」の下に「(退職し、又は死亡した職員にあつて  
は、退職し、又は死亡した日現在。以下次条第二項に  
おいて同じ。)」を加え、「百分の九十五」を「百分の  
百」に、「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

第十六条の五第一項各号列記以外の部分中「六月十  
五日」を「三月十五日(その日が日曜日に当たるとき  
は、三月十四日。以下その日について規定している場  
合について同じ。)、六月十五日」に改め、同項に後  
段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に、退職し、又は死亡

別表第一

行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	44,100	30,800	22,700	17,600	14,600	10,300
2	46,500	32,900	24,600	19,100	15,600	10,700
3	48,900	35,000	26,500	20,700	16,600	11,100
4	51,400	36,700	28,400	22,400	17,600	11,600
5	53,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,100
6	56,400	40,000	32,200	25,800	20,600	12,800
7	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
8	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
9	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
10	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,400
11	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,300
12	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,300
13	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,300
14	74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,300
15		55,800	42,700	36,500	31,100	20,900
16		57,300	43,400	37,200		21,400
17		58,600	44,100			21,900
18		59,700				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

した職員で人事委員会規則で定めるものについても同様とする。

第十條の五第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 三月十五日 百分の二十

二 六月十五日及び十二月十五日 百分の三十

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第三

教育職給料表

1 教育職給料表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	36,900	16,300	11,100
2	38,600	17,300	11,600
3	40,300	18,300	12,100
4	42,100	19,400	12,800
5	43,900	21,000	13,600
6	45,700	22,600	14,500
7	47,700	24,300	15,500
8	49,700	26,100	16,600
9	51,700	28,000	17,700
10	53,700	29,900	18,900
11	55,800	31,800	20,500
12	57,900	33,700	22,100
13	60,000	35,500	23,800
14	62,000	36,900	25,400
15	64,000	38,300	27,000
16	66,000	39,700	28,600
17	68,000	41,200	30,200
18	69,700	42,700	31,700
19	71,300	44,100	33,200
20	72,700	45,800	34,100
21	74,100	47,500	34,900
22	75,400	49,200	35,700
23	76,600	50,900	36,500
24		52,800	37,100
25		54,700	37,700
26		56,500	38,300
27		58,300	38,900
28		59,600	39,500
29		60,900	
30		62,200	
31		63,400	
32		64,500	
33		65,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第二

公安職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	35,000	22,800	16,600	13,600	12,200
2	36,700	24,600	17,700	14,600	12,600
3	38,400	26,500	19,200	15,600	13,000
4	40,000	28,400	20,800	16,600	13,600
5	41,700	30,300	22,500	17,700	14,600
6	43,400	32,200	24,200	19,200	15,600
7	45,200	34,300	25,900	20,700	16,600
8	47,000	36,000	27,600	22,300	17,700
9	48,800	37,700	29,300	23,900	19,200
10	50,600	39,400	31,000	25,500	20,700
11	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14	57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15	58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16	59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17		46,200	39,300	35,500	31,600
18		46,900	40,300	36,400	32,800
19		47,600	41,100	37,200	33,700
20		48,300	41,900	38,000	34,600
21		49,000	42,600	38,800	35,300
22			43,300	39,500	36,000
23			44,000	40,200	36,700
24			44,700	40,900	37,400
25			45,400	41,600	38,000
26				42,300	38,600
27				43,000	39,200
28					39,800
29					40,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四

研究職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	40,500	24,800	15,100	12,100
2	42,500	26,800	16,300	12,900
3	44,500	28,900	17,500	13,900
4	46,500	31,000	18,700	14,900
5	48,600	33,100	20,500	16,000
6	50,700	35,200	22,300	17,100
7	53,000	37,300	24,100	18,400
8	55,400	38,800	25,900	20,000
9	58,500	40,300	27,800	21,700
10	61,600	41,800	29,700	23,400
11	64,700	43,300	31,700	25,100
12	67,800	44,800	33,600	26,900
13	70,900	46,300	35,500	28,700
14	74,000	47,800	36,900	30,500
15	77,100	49,300	38,300	32,300
16	80,200	50,800	39,700	33,700
17	82,800	52,200	41,100	34,800
18	85,400	53,600	42,500	35,800
19	87,300	55,000	43,900	36,800
20	88,900	56,400	45,100	37,800
21	90,400	57,600	46,300	38,700
22	91,900	58,800	47,500	39,500
23		60,000	48,500	40,300
24		61,000	49,400	41,100
25		62,000	50,300	41,800
26			51,200	42,500
27			52,000	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(ロ)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	29,300	12,800	11,100
2	31,200	13,900	11,600
3	33,100	15,000	12,100
4	34,900	16,300	12,800
5	36,300	17,200	13,600
6	37,700	18,100	14,500
7	39,200	19,100	15,400
8	40,700	20,600	16,400
9	42,400	22,100	17,400
10	44,100	23,600	18,500
11	45,800	25,400	19,900
12	47,500	27,300	21,300
13	49,200	29,200	22,800
14	50,900	31,100	24,300
15	52,800	32,900	25,700
16	54,700	34,700	27,100
17	56,500	36,000	28,200
18	58,300	37,300	29,300
19	59,600	38,600	30,300
20	60,900	39,900	31,000
21	62,200	41,200	31,700
22	63,400	42,500	32,300
23	64,500	43,700	
24	65,600	44,900	
25	66,500	46,100	
26	67,400	47,300	
27		48,500	
28		49,600	
29		50,700	
30		51,800	
31		52,800	
32		53,800	
33		54,700	
34		55,500	
35		56,300	
36		57,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表ロ

職務の等級 号給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額	4 等級 給料月額	5 等級 給料月額
1	34,500	20,900	14,600	12,100	10,700
2	36,500	22,800	15,600	12,800	11,100
3	38,500	24,700	16,600	13,700	11,600
4	40,400	26,600	17,600	14,600	12,100
5	42,300	28,500	19,100	15,600	12,800
6	44,200	30,400	20,600	16,600	13,700
7	46,100	32,300	22,100	17,600	14,600
8	47,900	34,200	23,800	18,900	15,500
9	49,700	35,700	25,500	20,300	16,200
10	51,500	37,200	27,300	21,700	16,800
11	53,200	38,600	29,100	23,100	17,400
12	54,600	39,800	30,700	24,600	18,000
13	55,900	40,900	32,100	26,100	18,500
14	57,000	42,000	33,200	27,400	
15	58,100	42,900	34,000	28,500	
16	59,200	43,800	34,800	29,500	
17		44,600	35,600	30,200	
18		45,400	36,400	30,800	
19			37,200	31,400	
20			38,000	32,000	
21			38,700		
22			39,400		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五

医療職給料表

イ 医療職給料表イ

職務の等級 号給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額	4 等級 給料月額
1	58,600	41,600	31,400	18,700
2	61,100	43,900	33,800	20,100
3	63,600	46,400	36,300	21,800
4	66,100	48,900	38,900	23,500
5	68,600	51,400	41,600	25,900
6	71,100	53,800	43,700	28,200
7	73,700	56,200	45,700	30,500
8	76,300	58,600	47,700	32,700
9	78,900	61,000	49,600	34,900
10	81,500	63,400	51,500	37,100
11	83,500	65,800	53,400	39,300
12	85,500	68,200	55,300	41,100
13	87,200	70,000	57,200	42,800
14	88,900	71,700	58,700	44,400
15	90,400	73,200	60,200	46,000
16	91,900	74,700	61,600	47,600
17		76,100	63,000	49,200
18		77,500	64,300	50,600
19		78,800	65,500	52,000
20			66,600	53,300
21			67,700	54,500
22				55,500
23				56,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号)附則第十五項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するもの」を「支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員」に改める。  
附則第十六項から附則第十八項までを次のように改める。

16. 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十三年十月一日以降、当分の間、月額を暫定手当を、人事委員会規則の定めるところにより支給する。  
17. 附則第十五項の規定により支給される暫定手当の額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号)附則第十五項の規定により定められていた額を基準として、人事委員会規則で定める。  
18. 附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が二級地とされていた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年九月三十日までの間においては三分の一、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間においては三分の二、昭和三十九年十月一日以降においては三分の三を乗じて得た額とする。

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第十五項及び附則第十六項を次のように改める。

医療職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	27,900	20,500	13,900	11,100
2	29,900	22,200	14,800	11,700
3	31,900	24,100	15,700	12,400
4	33,900	26,000	16,600	13,100
5	35,500	27,800	17,600	13,900
6	37,000	29,600	18,900	14,700
7	38,400	31,400	20,300	15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,200
15	48,800	39,700	29,400	22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,400
17	50,600	41,100	30,600	23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

15 削除  
16 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(号給職員の切替え)

2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)

の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける職員(以下次に項において「号給職員」という。)のうち、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)(が附則別表第一から附則別表第五までの切替表(以下「切替表」という。))に掲げられている職員(次に項に規定する職員を除く。)(の切替日における号給はその者の旧号給に対応する切替表に定める号給とし、その者の旧号給が切替表に掲げられて

いない職員の切替日における号給はその者の旧号給と同じ号数の号給とする。

3 号給職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間(切替日前一年以内において給与条例第四条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下この項及び次に項において同じ。)(がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したことになる日以後の直近の日(以下この項において「切替日とみなす日」という。)(に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額を、

その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の給与と条第四條第六項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等を受ける職員の切替え等)

5 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

6 前項の場合において、附則第三項に規定する職員

に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の給料月額、当該暫定の給料月額を受ける期間及び当該暫定の給料月額を受けることになくなつた日における号給を定めるものとする。

(旧号給を受けていた期間の特例)

7 附則別表第六に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

(施行日までの異動者の号給の決定等)

8 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとな

る期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額又は附則第五項の人事委員会が定める暫定の給料月額に相当する額の給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)

9 昭和三十六年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する給料月額又は附則第五項の人事委員会が定める暫定の給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と

認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(昭和三十八年六月三十日までの間の給与条例第四条の特例)

10 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、給与条例第四条第三項及び第四項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)附則第三項に規定する給料月額若しくは同条例附則第五項の人事委員会が定める暫定の給料月額に相当する額の給料月額」と読み替えるものとする。

11 附則第三項、附則第五項、附則第八項若しくは附則第九項又は前項の規定により読み替えられた給与条例第四条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による給料月額若しくは附則第五項の人事委員会が定める暫定の給料月額又はこれらに相当する額の給料月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における給与条例第

四条第七項の規定の適用については、人事委員会が定める。

(旧号給の基礎)

12 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の給与条例の適用により職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(人事委員会への委任)

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

14 改正前の給与条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。



附則別表第二

公安職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号給	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額
1	1	月 円 933,200	1	月 円	1	月 円	1	月 円	1	月 円
2	1		2	324,100	2		2		2	
3	2		3	625,500	3	318,800	3		3	
4	3		4	926,900	4	619,900	4		4	
5	4		5		5	921,100	5		5	
6	5		5	329,800	5		6	318,800	6	
7	6		6	631,200	6	323,700	7	619,900	7	
8	7		7	932,600	7	624,900	8	921,000	8	
9	8		8		8	926,100	8		9	318,800
10	9		8		9		9	323,400	10	619,900
11	10		9		9	328,800	10	624,500	11	921,000
12	11		10		10	630,000	11	925,600	11	
13	12		11		11	931,300	11		12	323,400
14	13		12		12		12	328,300	13	624,500
15	14		13		13		13	629,500	14	925,600
16	15		14		14		14	930,700	14	
17			15		14		15		15	328,300
18			16		15		16		16	629,400
19			17		16		17		17	930,500
20			18		17		17		17	
21					18		18		18	
22					19		19		19	
23					20		20		20	
24					21		21		21	
25					22		22		22	
26							23		23	
27							24		24	
28									25	
29									26	

附則別表第一

行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号給	2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級	
	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額
1	1	月 円 330,000	1	月 円	1	月 円	1	月 円	1	月 円
2	2	631,600	2	324,100	2	318,700	2		2	
3	3	933,200	3	625,500	3	619,800	3		3	
4	3		4	926,900	4	921,000	4		4	
5	4		4		4		5	318,600	5	
6	5		5	329,800	5	323,600	6	619,700	6	
7	6		6	631,200	6	624,800	7	920,800	7	
8	7		7	932,600	7	926,000	7		8	
9	8		7		7		8	323,200	9	
10	9		8		8	328,700	9	624,300	10	
11	10		9		9	629,900	10	925,400	11	
12	11		10		10	931,200	10		12	318,200
13	12		11		10		11	327,500	13	619,100
14	13		12		11		12	628,400	14	919,700
15	14		13		12		13	929,100	14	
16	15		14		13		13		15	
17	16		15		14		14		16	
18	17		16		15					

教育給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	号給	期間 月	号給	期間 月	号給	期間 月
1	1	月	1	月	1	月
2	2	3	2		2	
3	3	6	3		3	
4	4	9	4		4	
5	4		5		5	
6	5		6		6	
7	6		7		7	
8	7		8		8	
9	8		9	3	9	20,100
10	9		10	6	10	21,100
				9		22,300
11	10		10		11	3 19,500
12	11		11	3	12	6 20,500
13	12		12	6	13	9 21,500
14	13		13	9	13	
15	14		13	9	14	3 23,900
16	15		14	3	15	6 25,000
17	16		15	6	16	9 26,100
18	17		16	9	16	
19	18		16	9	17	3 27,900
20	19		17		18	6 28,700
21	20		18		19	9 29,500
22	21		19		19	
23	22		20		20	
24	23		21		21	
25	22		22		21	
26	24		23			
27	25		24			
28			25			
29			26			
30			27			
31			28			
32			29			
33			30			
34			31			
35			32			
36			33			
37			34			

附則別表第三

教育職給料表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号給	2 等 級		3 等 級	
	号給	期間 月	号給	期間 月
1	1	月	1	月
2	2		2	
3	3		3	
4	4		4	
5	5	3	5	
6	6	6	6	
7	7	9	7	
8	8		8	
9	9	3	9	
10	10	6	10	
11	10	9	11	3 20,000
12	11		12	6 21,200
13	12		13	9 22,400
14	13	3	13	6 25,000
15	14	6	14	9 26,200
16	13		15	6 27,300
17	14		16	9 29,700
18	15		17	3 30,800
19	16		18	6 31,900
20	17		18	
21	18		19	9 31,900
22	19		19	
23	20		20	
24	21		21	
25	22		22	
26	23		23	
27	24		24	
28	25		25	
29	26		26	
30	27		27	
31	28			
32	29			
33	30			
34	31			
35	32			

附則別表第五

医療職給料表の適用を受ける職員の切替表

1 医療職給料表Hの適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号給	3 等 級			4 等 級		
	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額
1	1	6月	29,600	1	月	円
2	2	9	31,500	2		
3	2			3	3	21,400
4	3	3	35,700	4	6	22,700
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5	9	39,600	6		
7	5			7	3	27,500
8	6			8	6	29,100
9	6			9	9	30,700
10	7			10		
11	8			11	3	34,300
12	9			12	6	35,900
13	10			13	9	37,500
14	11			14		
15	12			15		
16	13			16		
17	14			17		
18	15			18		
19	16			19		
20	17			20		
21	18			21		
22	19			22		
23	20			23		
24				24		
25				25		

附則別表第四

研究職給料表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号給	2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額	号給	期間	暫定給料月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2			2			2		
3	3	6	26,300	3			3		
4	4	9	27,800	4			4		
5	4		29,300	5	3	20,000	5		
6	5			6	6	21,300	6		
7	6		32,500	7	9	22,600	7		
8	7	6	34,000	8			8	3	19,600
9	8	9	35,500	9	3	25,400	9	6	20,800
10	9			10	6	26,700	10	9	22,000
11	10			11			11		
12	11			12	9	28,100	12	3	24,600
13	12			13	6	31,100	13	6	25,800
14	13			14	9	32,500	14	9	27,400
15	14			15		33,900	15		
16	15			16			16		
17	16			17			17	3	30,000
18	17			18			18	6	31,300
19	18			19			19	9	32,600
20	19			20			20		
21	20			21			21		
22	21			22			22		
23	22			23			23		
24	23			24			24		
25	24			25			25		
26	24			26			26		
27				27			27		
28				28			28		
29				29			29		

ハ 医療職給料表ロの適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額
1	1	9 月 26,100 円	1	6 月 19,600 円	1	月 円	1	月 円
2	1		2	9 月 20,800 円	2		2	
3	2	29,300 円	2		3		3	
4	3	30,700 円	3	3 月 23,500 円	4		4	
5	3	32,100 円	3	6 月 24,800 円	5		5	
6	4		5	9 月 26,100 円	6	3 月 18,600 円	6	
7	5		5		6	6 月 19,600 円	7	
8	6		6	3 月 29,100 円	7	9 月 20,800 円	8	
9	7		7	6 月 30,400 円	8		9	
10	8		8	9 月 31,700 円	9	3 月 22,700 円	10	3 月 18,300 円
11	9		8		10	6 月 23,700 円	11	6 月 19,200 円
12	10		9		11	9 月 24,700 円	12	9 月 19,900 円
13	11		10		12		13	
14	12		11		12	3 月 26,500 円	13	3 月 21,300 円
15	13		12		13	6 月 27,300 円	14	6 月 21,900 円
16	14		13		14	9 月 28,000 円	15	9 月 22,400 円
17	15		14		14		15	
18	16		15		15		16	
19	17		16		16			
20	18		17		17			
21	19		18					
22	20		19					
23	21		20					

ロ 医療職給料表ロの適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号給	2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額	号給	期間 暫定給料月額
1	1	6 月 19,600 円	1	月 円	1	月 円
2	2	21,000 円	2		2	
3	2		3		3	
4	3	24,200 円	4		4	
5	3	25,600 円	5	3 月 18,600 円	5	
6	5	27,000 円	6	6 月 19,600 円	6	
7	5		7	9 月 20,800 円	7	
8	6	29,900 円	7		8	3 月 18,600 円
9	6	31,300 円	8	3 月 23,300 円	9	6 月 19,600 円
10	7	32,700 円	8	6 月 24,500 円	10	9 月 20,600 円
11	8		9		10	
12	9		10	9 月 25,700 円	11	
13	10		11		12	3 月 22,800 円
14	11		11	3 月 28,500 円	13	6 月 23,900 円
15	12		12	6 月 29,700 円	14	9 月 25,000 円
16	13		13	9 月 30,900 円	15	
17	14		14		16	3 月 27,100 円
18	15		15		17	6 月 28,000 円
19	16		16		18	9 月 28,900 円
20	17		17		19	
21			18			
22			19			
23			20			
24			21			

附則別表第六

職務の等級 給料表	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
行政職給料表	1-13	1-18	1-18	5-18	8-17	15-17
公安職給料表	1-16	1-20	6-25	9-27	12-29	
教育職給料表(一)	1-22	8-35	14-30			
教育職給料表(二)	1-26	11-37	14-24			
研究職給料表	1-21	1-26	8-29	11-28		
医療職給料表(一)	1-15	1-18	1-22	6-25		
医療職給料表(二)	1-15	3-20	8-24	11-22		
医療職給料表(三)	1-23	3-23	9-20	13-18		

備考 本表中「1-13」等とあるのは、「1号給から13号給までの号給」等を示す。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十六号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。

第十二条各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日(その日が日曜日に当たるときは、三月十四日以下同じ。)(六月十五日)」に改め、同条に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職

員で知事が定めるものについても、同様とする。

第十二条第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同条第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日における条例の規定による職員の勤務地手当の月額が、昭和三十四年九月三十日における給与条例の規定に基づくその者の暫定手当の月額をこえることとなる職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するもの」を「支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、月額の暫定手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県条例第五十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。

第十三条各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日(その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。

以下同じ。)、六月十五日」に改め、同条に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。

第十三条第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に

「六月以内」を「十二月以内」に改め、同条第二号中

「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に

「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以

内」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日における条例の規定による職員の勤務地手当の月額が、昭和三十四年九月三十日における給与条例の規定に基づくその者の暫定手当の月額をこえることとなる職員以外の職員で支給

地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するもの」

を「支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員」に改める。

附則第三項を第四項とし、附則第二項の次に次の一項

を加える。

前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、月額の暫定手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。